小城市立地適正化計画 正誤表

頁	項目	修正後	修正前
_	目次	3.4.5.居住誘導区域以外の区域での施策(45頁)	_
_	目次	3. 5. 5. 都市機能誘導区域	3. 5. 5. 都市機能誘導区域 <u>の設定イメージ</u>
_	目次	<u>3.7.2. 国等が直接行う施策(64頁)</u>	_
_	目次	3.7. <u>3</u> . 拠点別の施策の方向性(<u>65</u> 頁)	3.7. <u>2</u> . 拠点別の施策の方向性(<u>64</u> 頁)
_	目次	3.7. <u>4</u> . 誘導施設の維持・確保の考え方(<u>67</u> 頁)	3.7. <u>3</u> . 誘導施設の維持・確保の考え方(<u>66</u> 頁)
_	目次	3.8. 事前届出(<u>68</u> 頁)	3. 8. 事前届出(<u>67</u> 頁)
_	目次	4. 計画の管理と目標(<u>71</u> 頁)	4. 計画の管理と目標(<u>70</u> 頁)
_	目次	4.1.計画の管理(<u>71</u> 頁)	4. 1. 計画の管理 (<u>70</u> 頁)
_	目次	4. 2. 評価の時期・方法 (<u>72</u> 頁)	4. 2. 評価の時期・方法(<u>71</u> 頁)
4	土地利用 (市街地)	文章中「一定の密度を保った <u>まとまりのある</u> 市 街地形成」	文章中「一定の密度を保った <u>コンパクトな</u> 市街地形成」
17	人口の推移と 将来見通し	図11及び図12 <u>平成47年の囲いこみ</u>	_
22	開発行為の動向	図17 <u>白図(ベース図)の差替え</u>	_
26	地価	図24 <u>線の太さ</u>	_
28	財政の状況	図26 <u>破線と数字の重なりの解消</u>	_
30	公共施設のコスト シュミレーション	図29 <u>最新に差替え</u> 、 <u>(単位:億円)</u> の追記	_
33	下水道の状況	図33 <u>最新(H28.3.31現在)に差替え</u>	_
45	居住の促進	3.4.5.居住誘導区域以外の区域での施策の追記	_
46	都市機能誘導区 域の設定の考え 方	文章中「容易に移動できる範囲で定めることが 考えられます。」	文章中「容易に移動できる <u>と</u> 範囲で定めること が考えられます。」
47	⑤特定機能拠 点・産業拠点	文章中「※ <u>現時点では</u> 、小城市牛津保健福祉センター」	文章中「※ <u>例えば</u> 、小城市牛津保健福祉セン ター」

小城市立地適正化計画 正誤表

頁	項目	修正後	修正前
49	表4 誘導施設一 覧表(例)	表題中「表4 誘導施設一覧表」	表題中「表4 誘導施設一覧表 <u>(例)</u> 」
同	同表	<u>全角カナ</u>	<u>半角カナ</u>
同	同表中 認定子 ども園の定義	文章中「法律第3条、 <mark>第</mark> 17条第1項に規定」	文章中「法律第3条、17条第1項に規定」
	同表中 ドラッ グストアの定義	文章中「 <u>大規模小売店舗立地法第2条第2項に規</u> <u>定する</u> 店舗面積1,000㎡以上」	文章中「
50	都市機能誘導区 域の設定イメー ジ	表題「3.5.5.都市機能誘導区域」	表題「3. 5. 5. 都市機能誘導区域 <u>の設定イメー</u> <u>ジ</u> 」
同	同	図43 <u>白図(ベース図)の差替え</u> 、牛津地域拠点 地区の <u>誘導区域の一部変更</u>	_
51	小城中心拠点地 区	地域高規格道路の <u>線の変更</u> 、 <u>凡例の一部追加</u>	_
52	牛津地域拠点地 区	都市機能 <u>誘導区域の一部変更</u> 、 <u>凡例の一部追加</u>	_
53	三日月生活拠点 地区	地域高規格道路の <u>線の変更</u> 、 <u>凡例の一部追加</u>	_
54	芦刈生活拠点地 区	地域高規格道路の <u>線の変更</u> 、 <u>凡例の一部追加</u>	_
61	都市機能の立地 状況のまとめ	表6中 <u>全角カナ</u>	表6中 <u>半角カナ</u>
同	同	表6枠外 <u>注釈の追記</u>	_
64	国等が直接行う 施策	64ページ全文 新規に追記	_
64 ~ 71		64ページ追加に伴う64ページ以降、 <u>ページの変</u> <u>更</u>	_
	拠点別の施策の 方向性	64ページ追加に伴う64、65ページの <u>項目番号の</u> 変更	_
66	誘導施設の設定	表7中 <u>全角力ナ</u>	表7中 <u>半角力ナ</u>
同	同表	表7枠外 <u>注釈の追記</u>	_
同	同表	表7枠外注釈中「一印: <u>既存施設が都市機能誘導区域の周辺に立地しているため、</u> 利用圏域 (小学校区程度)を考慮し、都市機能誘導施設としては位置付けない施設」	表8枠外注釈中「一印:利用圏域 を考慮し、都市機能誘導施設 に位置付けない施設」